

令和5年度 第2回 八戸市地域包括支援センター運営協議会

日 時 令和6年2月9日（金）午後1時30分
場 所 八戸市庁本館3階 議会第一委員会室

次 第

1. 開 会

2. 議 事

(1) 令和6年度八戸市地域包括支援センター運営方針について

資料1

(2) 地域ケア会議について

資料2

(3) 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

資料3

3. 閉 会

令和6年度 八戸市地域包括支援センター運営方針について

介護保険法第115条の47第1項において、市町村は包括的支援事業の実施に係る方針を示して、包括的支援事業を委託することができることとされている。

また、介護保険法施行規則第140条の67の2において、包括的支援事業を委託する者に対し、同条各号に示す内容を勘案して包括的支援事業の実施方針を示すものとされていることから、令和6年度における委託型地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）の運営にあたり、その方針について検討するものである。

なお、市町村が直接運営するセンターについても、平成18年10月18日老計発第1018001号、老振発第1018001号、老老発第1018001号、厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知「地域包括支援センターの設置運営について」において、運営方針を定めることが望ましいとされていることから、併せて八戸市地域包括支援センターの方針についても検討するものである。

根拠条文等

○ 介護保険法

（実施の委託）

第115条の47 市町村は、老人福祉法第20条の7の2第1項に規定する老人介護支援センターの設置者その他の厚生労働省令で定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、包括的支援事業の実施に係る方針を示して、当該包括的支援事業を委託することができる。

○ 介護保険法施行規則

（包括的支援事業の実施に係る方針の提示）

第140条の67の2 市町村は、包括的支援事業（法第115条の45第2項第4号から第6号までに掲げる事業を除く。）の全てにつき一括して委託する場合には、当該包括的支援事業を委託する者に対し、次の各号に掲げる内容を勘案して、包括的支援事業の実施の方針を示すものとする。

- 1 当該市町村の地域包括ケアシステムの構築方針
- 2 当該包括的支援事業が実施される区域ごとのニーズに応じて重点的に行うべき業務の方針
- 3 介護事業者、医療機関、民生委員及びボランティアその他の関係者とのネットワーク構築の方針
- 4 第1号介護予防支援事業の実施方針（下線部：介護予防ケアマネジメント）
- 5 介護支援専門員に対する支援及び指導の実施方針
- 6 法第115条の48第1項に規定する会議の運営方針（下線部：地域ケア会議）
- 7 当該市町村との連携方針
- 8 当該包括的支援事業の実施に係る公正性及び中立性確保のための方針
- 9 その他地域の実情に応じて運営協議会が必要であると判断した方針

○ 地域包括支援センターの設置運営について（厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知）

3 市町村の責務

(1) 設置

② 市町村との役割分担及び連携の強化

（略）また、市町村が直接運営するセンター（以下「直営型センター」という。）の場合も、センター職員の目標達成に向けた意識の共有を図る観点から、委託をする場合と同様に運営方針を定めることが望ましい。

令和6年度 八戸市地域包括支援センター運営方針（案）

I 方針策定の趣旨

この八戸市地域包括支援センター運営方針は、地域包括支援センターの運営上の基本的な考え方や理念、業務推進の方針等を明確にするとともに、地域包括支援センター業務の円滑かつ効果的な実施に資することを目的に策定します。

II 地域包括支援センターの意義・目的

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置される機関で、地域包括ケアの実現に向けた中核的な役割を担うことが求められています。

市では、第9期八戸市高齢者福祉計画（計画期間：令和6年度～令和8年度）に基づき、地域包括支援センターの設置目的を達成するための体制整備、機能強化に努め、その運営がより一層充実したものとなるよう取り組みます。

III 組織体制

高齢福祉課内に設置する市直営の八戸市地域包括支援センター（以下「基幹型センター」という。）に加え、市内12の日常生活圏域に業務委託による地域包括支援センター（以下「高齢者支援センター」という。）を設置し、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援します。

【高齢者支援センターの設置状況】

日常生活圏域	配置基準	法人名	高齢者支援センター名
1 市川・根岸	3人	(株)ミライフル	ミライフル
2 下長・上長	4人	(公財)シルバーリハビリテーション協会	はくじゅ
3 田面木・館・豊崎	3人	(福)ファミリー	ハピネスやくら
4 長者・白山台	3人	(医)康和会	ちょうじゃの森
5 三八城・根城	3人	(福)みやぎ会	みやぎ
6 小中野・江陽	3人	(医)杏林会	アクティブ24
7 柏崎・吹上	3人	(一社)八戸市医師会	八戸市医師会
8 是川・中居林	3人	(株)ミライフル	ミライフル
9 大館・東	5人	(福)みやぎ会	みやぎ
10 白銀・湊	4人	(医)仁泉会	えがお
11 白銀南・鮫・南浜	4人	(福)同伸会	瑞光園
12 南郷	2人	(福)吉幸会	なんごう

IV 運営上の基本的理念

1. 公益性の視点

地域包括支援センターは、市の介護・福祉行政の一翼を担う「公益的な機関」であり、その運営費は介護保険料や国・地方公共団体の公費によって賄われていることを十分認識し、公正かつ中立的な事業運営を行います。

2. 地域性の視点

地域包括支援センターは、地域の介護・福祉サービスの提供体制を支える中核的な機関であるため、担当する日常生活圏域の地域特性や実情を踏まえ、適切かつ柔軟な事業運営を行います。

3. 協働性の視点

地域包括支援センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員（これらに準ずる者を含む）の3職種は、それぞれの専門性を発揮しながら相互に情報を共有し、理念・方針を理解した上で、連携・協働の運営体制を構築し、チームとして業務に対応します。

V 地域包括支援センターで行う事業の実施方針

1. 地域包括ケアシステムを深化・推進し、健康で明るい社会づくりを目指します

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、住まい、医療、介護、介護予防及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」を深化・推進し、第9期八戸市高齢者福祉計画に掲げる目指す将来像「誰もが自分らしく、生き生きと健やかに安心して暮らせるまち」を目指します。

2. 基幹型センターと高齢者支援センターは相互に連携して、円滑かつ効果的に業務を行います

基幹型センターは高齢者支援センターを統括し、指導監督や後方支援を行うことにより、日常生活圏域ごとのサービスの格差解消及び業務水準の向上を図り、高齢者に対するきめ細やかな支援を確保します。

高齢者支援センターは、高齢者の誰もが住み慣れた地域で、いつまでも安心・安全で自立した生活を送れるよう3職種が互いに連携をとりながら、チームとして包括的支援及び介護予防支援を行います。

基幹型センターと高齢者支援センターは、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援するため、定期的に打合せを行うなど情報共有に努め、連携して円滑かつ効果的に業務を行います。

また、事業運営に関する点検・評価を行うことで業務水準の向上を図り、効果的な事業運営を安定的・継続的に行います。

【地域包括支援センター運営体制】



活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
関係職員会議の開催	3回	(参加)

3. 介護・医療・地域の関係者と連携し、ネットワークの構築に努めます

地域ケア会議や在宅医療・介護連携ツールの活用、民生委員定例会や地域の会合への参加等、様々な機会を通じて、医療・介護関係者や町内会、地区社会福祉協議会等の地域関係者との連携を図り、ネットワークの構築に努めます。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
見守りネットワークへの支援	—	10回以上

4. 介護予防の取組を推進し、フレイルの予防に努めます

高齢者が主体的に介護予防に取り組むことができるよう働きかけを行い、利用者の自立の可能性を最大限に引き出すことができるように支援します。

また、高齢者に発生しやすいフレイルは、生活の質の低下や要介護状態となるリスクを高めることから、運動機能や口腔機能の向上、低栄養状態の予防への取組を強化します。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護予防実態把握	—	前年度の9月30日時点の担当圏域における高齢者人口の5%以上
介護予防教室の開催	—	24回以上
ボランティアの育成・活用	—	10回以上

5. 認知症地域支援推進員を配置し、支援機関の間の連携、認知症の人やその家族への支援を行います

高齢者支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、認知症疾患センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の間の連携を図るための支援や認知症の人やその家族への支援を行います。

活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
認知症地域支援推進員の配置	4人以上	1人以上

6. 地域ケア会議の運営を通じて、具体的な支援方策や地域課題の解決策を検討します

(1) 地域ケア会議個別会議の開催

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の実施に当たって、医療、介護等の専門職を始め、民生委員、ボランティア等地域の多様な関係者が協働し、介護支援専門員のケアマネジメント支援を通じて、介護等が必要な高齢者が住み慣れた地域で生活できるよう具体的な支援方策を検討します。

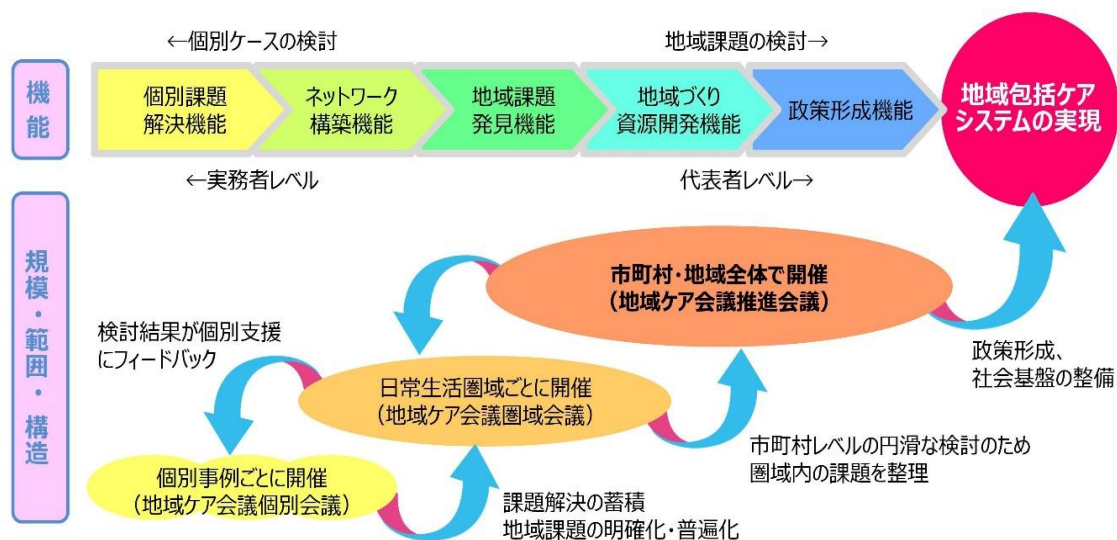
(2) 地域ケア会議圏域会議の開催

高齢者支援センターは、地域ケア会議個別会議の検討により共有された地域課題の解決や地域資源の形成等を検討する場として地域ケア会議圏域会議を開催し、圏域における地域包括ケアシステムの強化、構築に努めます。

(3) 地域ケア会議推進会議の開催

基幹型センターは、各日常生活圏域の地域ケア会議圏域会議で協議された地域課題等をもとに、地域の関係者の連携を強化するとともに、住民ニーズとケア資源の現状を共有し、市全体の対策を協議します。

【地域ケア会議の機能と開催イメージ】



活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
地域ケア会議個別会議の開催	—	6回以上
地域ケア会議圏域会議の開催	—	2回以上
地域ケア会議推進会議の開催	1回以上	—

7. ニーズ調査の結果等から重点的に取り組む業務を明確化し、適切に業務を行います
 基幹型センターと高齢者支援センターは、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果等を活用し、担当圏域の地域特性や実情の分析を行い、ニーズに応じて重点的に行うべき業務を明確にした上で、地域の関係機関と効果的に連携を図りながら、適切に業務を行います。
8. 公正性及び中立性を確保し、適切で円滑な運営を図ります
 八戸市地域包括支援センター運営協議会での協議内容を踏まえ、適切な運営、公正・中立性の確保、その他円滑な運営を図ります。
 また、利用者のサービス利用が特定の事業者には偏らないように配慮します。
9. 適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう介護予防ケアマネジメント等を行います
 介護予防と自立支援の視点を踏まえ、利用者の心身の状況、その置かれている環境、その他の状況に応じて、利用者自らの選択に基づき、一般介護予防事業や民間企業等による生活支援サービスを含め、適切なサービスが包括的かつ効率的に実施されるよう、専門的な視点から必要な支援を行います。
10. 地域の介護支援専門員の資質向上を図るほか、必要に応じて指導助言等を行います
 地域の介護支援専門員の日常的な業務の円滑な実施を支援するために、包括的支援事業研修会等を活用し、介護支援専門員の資質向上及びネットワークの構築を図ります。
 また、地域の介護支援専門員が抱える支援困難事例については、地域包括支援センターの各専門職や地域関係者、関係機関との連携の下、具体的な支援方針を検討し、指導助言等を行います。

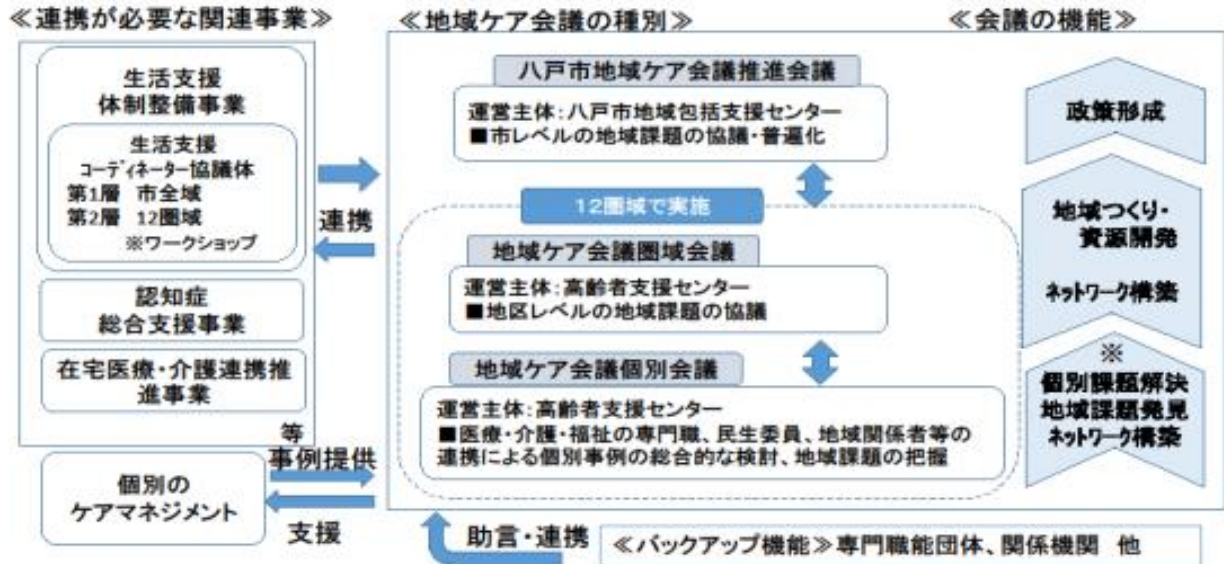
活動指標	目標値	
	基幹型センター	高齢者支援センター
介護支援専門員の個別支援	相談件数分	相談件数分
包括的支援事業研修会の開催	3回	—

地域ケア会議について

1 地域ケア会議について

地域包括ケアシステムの実現に向け、高齢者の個別課題について、医療・介護の多職種や住民等の地域の関係者間で検討を重ねることにより、地域の共通課題として関係者で共有し解決を図るとともに、関係者間の調整、ネットワーク化、新たな資源開発や政策形成を図るもの

八戸市地域ケア会議推進事業



1) 地域ケア会議個別会議の目的 ※個別ケースの支援内容の検討を通じたもの

- ①介護支援専門員の法理念に基づいた高齢者の自立支援に資するケアマネジメント支援 : 自立支援型
- ②高齢者の実態把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築: 課題解決型
- ③個別ケースの課題分析等を行うことによる地域課題の把握 : 地域課題型

<参考 地域ケア会議運営マニュアル H25.3 一般財団法人 長寿社会開発センター>

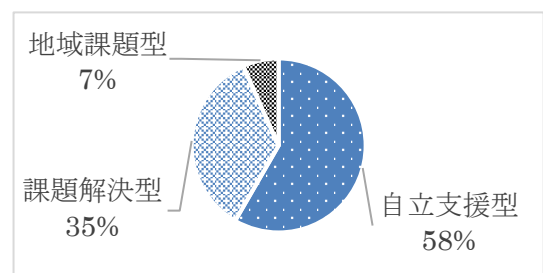
2) 地域ケア会議個別会議・圏域会議開催回数 (令和5年12月末現在)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
個別会議(*検討件数)	52(54)	67(71)	47(61)	61(87)	60(77)	47(60)
圏域会議	21	17	17	14	14	2

2 地域ケア会議個別会議開催状況<全60件>

1) 地域ケア会議個別会議開催状況と傾向

目的別の分類		
自立支援型	35	
課題解決型	21	
地域課題型	4	



- ・検討内容は「閉じこもり・体力低下防止」が5割、次に「認知症への理解・支援」が2割、他は「多問題」「経済・権利擁護に関する課題」などとなっている
- ・高齢者支援センター間でスキルの差がある ※R5年度より4センターへ新規委託
- ・事例は介護支援専門員に一任することが多く、課題解決型が増加 ※R4 課題解決型 12%
- ・防災対策や虐待対応など地域の課題としてとらえるなど、工夫した開催あり

2) 地域ケア会議個別会議の検討内容

①地域ケア会議個別会議（自立支援型） <全35件>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・女性で75歳以上、要介護1以下の軽度者が大半 ・整形外科疾患が一番多く、次いで脳血管疾患となっている ・通所サービス利用が多い
検討内容	「閉じこもり・体力低下防止」が7割、次いで「認知症への理解・支援」
助言内容	リハビリテーション、栄養改善、地域サロン参加など他者との交流についてが多い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入院によるADL低下するケースが多い ・趣味の集まりや小規模な趣味活動の場の情報の周知の工夫 ・介護についての相談や指導を受ける場が少ない ・栄養士の訪問指導を受けるサービスが必要 ・高齢、障害のある方の移動手段や外出できる場の検討

②地域ケア会議個別会議（課題解決型） <全21件>

対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・75歳以上が大半で男性も4割近く、要介護2以上が過半数 ・認知症や精神疾患が3割程度、利用サービスは複数利用も多いがサービス拒否のケースもみられる
検討内容	「認知症への理解・支援」、「多問題」、「経済・権利擁護に関する課題」などが多く、「災害時対応」や「猫の多頭飼育」なども見られた
助言内容	親族関係が希薄な方への見守りや支援、精神疾患など専門医への早期受診、家族支援などが多い
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での見守り体制作り ・認知症の早期診断や治療が難しい ・妄想性障害、うつ病、アルコール依存などの精神科病院との連携 ・引きこもりの方の相談先や対応 ・所得の少ない方の財産管理や成年後見制度、身元保証などの利用

③地域ケア会議個別会議（地域課題型） <全4件>

検討内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ケース検討の後に「地域課題」の一つをテーマに挙げ意見交換(集いの場開催、経済・権利擁護) ・一つの虐待事例を参加者や視点を変えて計3回実施(2回実施済み)
助言内容	<ul style="list-style-type: none"> ・集いの場づくりについて、専門職としてどのようなアプローチなどができるか ・対象者のニーズを掘り下げることが重要 ・地域ケア会議等で専門職につなぐ機会作りが必要
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の役割を創出する機会 ・多職種間でのチーム作り

3 地域ケア会議圏域会議開催状況 <全2件>

1) 地域ケア会議圏域会議開催状況と傾向

・例年1月以降の開催が多い

【参考 令和4年度 全14件】

閉じこもり・孤立化対策の充実(みまもり・つどい)	8
地域資源ネットワークの構築	2
認知症対策の充実	2
災害対応	2

- ・高齢者支援センター間でスキルの差がある ※R5 年度より4センターへ新規委託
- ・生活支援体制整備事業と職能団体と結びつけなど、地域資源ネットワーク構築に寄与

2) 地域ケア会議圏域会議の検討内容

検討内容	地域資源ネットワークの構築	閉じこもり・孤立化対策の充実(つどい)
テーマ	地域における社会資源で不足している隙間サービスについて	住民主体の健康づくりに向けた専門職の活用について
検討内容・課題	<ul style="list-style-type: none"> ・ゴミ出しや買い物、除雪が問題になりやすく、障がい施設によるごみ出し支援や介護保険外サービスなど社会資源について広く周知が必要 ・透析病院の送迎が減り、介護タクシー福祉車両も予約困難な傾向 ・緊急時対応可能なサービスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・介護事業所が実施する地域交流の場を介護予防を意識した集いの場とするよう目指していく。 ・「健康とくらしの調査 2022」結果の共有から健康課題の把握 ・1月の開催から作業療法士会、八戸学院大学の学生がボランティアとして参加。

4 地域ケア会議個別会議・圏域会議の課題と今後の対策

課題 多職種連携のもと自立支援に向けた個別会議を更に深化していく
効果的な会議開催に向けて地域ケア会議個別会議の実施マニュアル作成
地域課題抽出をより意識した開催を心掛け、関連事業の取り組みと連携を進める

【課題に向けた対策】

- ①高齢者支援センターのコーディネート力向上、効率的開催に向け、企画相談などを積極的に実施
- ②令和5年7月「地域ケア会議開催の手引き」作成 ※令和6年度に向けて内容修正予定
- ③自立支援に向けた考え方、より自立支援に向けた地域ケア会議について、高齢者支援センター主任介護支援専門員を対象に包括的支援事業研修会として開催し、参加者に対しアンケート実施

地域ケア会議に対するアンケート※一部抜粋

- ・リハビリテーションなどの専門職が同行支援できるような仕組みを希望
- ・地域ケア会議での検討後の経過を知りたい
- ・事例提出時に事前に準備が多く、通常業務に支障がでる可能性がある
- ・事例提供者を見つけにくい

- ④2月に実施予定の第3回高齢者支援センター関係者会議において地域課題報告会を実施し、課題の明確化、関連事業への周知を検討予定



令和6年度の検討課題

- ・自立支援を目的とした地域ケア会議開催の標準化、事例提出時の負担軽減
- ・地域ケア会議内容、モニタリング結果の公表について
- ・介護予防、自立支援に向けたアセスメント力向上の対策

介護予防支援・介護予防ケアマネジメント業務委託事業者の承認について

「八戸市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」に基づき、指定介護予防支援の一部を委託する場合には、中立性及び公正性の確保を図るため、地域包括支援センター運営協議会の議を経なければならないとされていることから、承認を受けるもの。

委託事業所

事業所名	法人名	事業所所在地
ケアプランセンターつなぐ	合同会社サイン	三戸郡階上町蒼前西七丁目 9-2771 パレセイユ B101